

マイナンバーの下4桁の確認および 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりますので、以下の①、②についてご協力をお願いいたします。



① マイナンバーの下4桁をご確認ください



当健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。

IMAGE

マイナ保険証の通知書

通知書に記載されているマイナンバーの下4桁を確認してください。

項目	内容
氏名	山田 太郎
生年月日	1980年1月1日
マイナンバー	1234 5678 9010 1122

※マイナンバーカードの裏面に記載されているマイナンバーの下4桁と照合してください。



左記の通知書に記載されたマイナンバーの下4桁とお手元のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。

誤りがあった場合は、お手数ですが当健保組合までご連絡ください。



マイナンバーは、
マイナンバーカードの
裏面に記載されています。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

② 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください



保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただきますようお願いいたします。

なお、従来の保険証と同様、**マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。**

ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関(高齢の医師等の医療機関)を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、フローチャートを参考に**マイナポータル**の資格情報画面 または **資格情報のお知らせ**をご用意いただきますようお願いいたします。

マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

ステップ1

マイナンバーカードと
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

- ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。ダウンロード方法は、裏面を参照してください。

NO

ステップ2

マイナンバーカードは持っている
が、スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ (様式の右下を切り取ったもの)をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

- 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

NO

ステップ3



マイナンバーカードを
持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

- マイナ保険証の取得が困難な方については、令和7年12月2日までに資格確認書を交付します。それまでの間は、保険証をご活用ください。



マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただきますようお願いいたします。



【手順1】 通知書に記載されたQRコードを読み取ります。

IMAGE

ログイン後トップページの「健康保険証」を選択します。

医療保険の資格情報

保存日時： 2024年2月6日 時点

保 險 者 名	XXXX健康保險組合
保 險 者 番 号	00000000
記 号	1
番 号	00000
姓 番	00
氏 名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一部負担金割合	—
有効期限	—

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご留意ください。

● 1997年12月



ただし、マイナポータルにログインできない場合は、Q4の方法により再交付申請ください。